

特定移転資産の譲渡等による損失の額又は利益の額がある場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表七の二付表二 令五・四・一以後終了事業年度分

関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細						
資産を関連法人支配関係事業年度開始日において有する関連法人名			特定適格組織再編成等の日	・ ・		
名 称 等			時 価	帳 簿 価 額		
名 称 等			時 価	帳 簿 価 額		
調 整 後 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算						
当 期 中 の 適 用 期 間	1	・ ・	関 連 法 人 損 失 特 定 資 産 譲 渡 等	特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 に 係 る 被 合 併 法 人 等 で あ る 関 連 法 人 の 名 称	7	
(1)の期間における特定資産の譲渡等による損失の額 (別表七の二「17」)	2	円	法 人 損 失 特 定 資 産 譲 渡 等	特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日	8	・ ・
(1)の期間における特定資産の譲渡等による利益の額 (別表七の二「18」)	3		特 定 資 産 譲 渡 等	関 連 法 人 支 配 関 係 発 生 日	9	・ ・
調整後の(1)の期間における特定資産の譲渡等による損失の額 (2)－(各関連法人の(10)の合計額)＋(各関連法人の(22)の合計額)	4		損 失 特 定 資 産 譲 渡 等	(1)の期間における当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による損失の額	10	円
調整後の(1)の期間における特定資産の譲渡等による利益の額 (3)－(各関連法人の(11)の合計額)	5		特 定 資 産 譲 渡 等	(1)の期間における当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による利益の額	11	
調整後の特定資産譲渡等損失額 (4)－(5)	6		差 引	(10)－(11)	12	
特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 損 失 の 額 又 は 利 益 の 額 の 特 例 計 算						
(7)の法人の関連法人支配関係事業年度の前事業年度	13	・ ・	簿 価 純 資 産 超 過 額	簿 価 純 資 産 超 過 額 (当該関連法人の(15)－(14))	19	円
(13)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産価額 (29の①)－(35の①)	14	円	純 資 産 超 過 額	前 期 以 前 の 適 用 期 間 に お け る 当 該 関 連 法 人 に 係 る 特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 損 失 の 額 から 利 益 の 額 を 控 除 し た 金 額 (前期以前の適用期間の(12))	20	
(13)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における簿価純資産価額 (29の②)－(35の②)	15		損 失 限 度 額	損 失 限 度 額 (19)－(20)	21	
時価純資産超過額 (当該関連法人の(14)－(15))	16		当 該 関 連 法 人 に 係 る 特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 損 失 の 額	当 該 関 連 法 人 に 係 る 特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 損 失 の 額 (12)と(21)のうち少ない金額)	22	
当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による損失の額	17	0	場 合	当 該 関 連 法 人 に 係 る 特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 利 益 の 額	23	0
当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等による利益の額	18	0	関 連 法 人 支 配 関 係 事 業 年 度 の 前 事 業 年 度 終 了 の 時 に お け る 時 価 純 資 産 価 額 及 び 簿 価 純 資 産 価 額 の 明 細			
資 産			負 債			
名 称 等	時 価	帳 簿 価 額	名 称 等	時 価	帳 簿 価 額	
	①	②		①	②	
	円	円		円	円	
	24			30		
	25			31		
	26			32		
	27			33		
	28			34		
計	29		計	35		